

## 長野市社会福祉法人審査会及び長野市社会福祉施設等整備審査会要綱

### (設置)

第1 社会福祉法人の設立の認可に係る審査を的確に行うため長野市社会福祉法人審査会を、社会福祉施設等の整備に対する補助金の支出に係る審査を適正かつ公平に行うため長野市社会福祉施設等整備審査会を置く。

### (任務)

第2 長野市社会福祉法人審査会の審査に付する事項は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可に関すること。

(2) 社会福祉法人に関して、その他市長が必要と認めること。

2 長野市社会福祉施設等整備審査会の審査に付する事項は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）等について（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。次項において「整備費通知」という。）及び社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について（平成22年3月15日厚生労働省発社援0315第9号厚生労働事務次官通知。次項において「災害復旧費通知」という。）による国庫補助の協議の対象施設の選定に関すること。

(2) 社会福祉施設等整備に関して、その他市長が必要と認めること。

3 第1項第1号に掲げる事項については法令等の規定に、前項第1号及び第2号に掲げる事項については整備費通知及び災害復旧費通知並びに社会福祉施設整備所管課の社会福祉施設整備方針等に基づき審査を行う。

4 審査に付した後に著しい計画の変更があった場合は、再審査に付さなければならない。

### (長野市社会福祉法人審査会の組織)

第3 長野市社会福祉法人審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は保健福祉部長、副会長はこども未来部長とし、委員は、次に掲げる職にある者を充てる。

保健福祉部福祉政策課長 保健福祉部生活支援課長 保健福祉部高齢者活躍支援課長  
保健福祉部地域包括ケア推進課長 保健福祉部介護保険課長 保健福祉部障害福祉課長  
こども未来部子育て家庭福祉課長 こども未来部保育・幼稚園課長

3 会長は、会務を総理し、長野市社会福祉法人審査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

### (長野市社会福祉施設等整備審査会の組織)

第4 長野市社会福祉施設等整備審査会の委員は、次に掲げる職にある者により組織する。

保健福祉部長 保健福祉部福祉政策課長 保健福祉部生活支援課長 保健福祉部高齢者活躍支援課長  
保健福祉部地域包括ケア推進課長 保健福祉部介護保険課長 保健福祉部障害福祉課長  
こども未来部子育て家庭福祉課長 こども未来部保育・幼稚園課長 建設部河川課長 建設部建築指導課長

2 会長は、保健福祉部長とする。

- 3 会長は、会務を総理し、長野市社会福祉施設等整備審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する他の委員が、順次に会長の職務を代理する。

(会議)

第5 長野市社会福祉法人審査会及び長野市社会福祉施設等整備審査会（以下「審査会」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 会長は、審査に際し、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 4 会長は、特に緊急を要するため審査会の会議を招集する時間的余裕がないときは、前3項の規定にかかわらず、回議により災害復旧費通知による国庫補助の協議の対象施設の選定に係る審査をすることができる。

(調書等の提出)

第6 審査会の審査を受けようとする社会福祉法人又は社会福祉施設等の所管課は、社会福祉法人認可審査調書及び施設整備審査調書に必要な書類を添付の上、審査会に提出しなければならない。

(報告)

第7 会長は、審査会の審査の結果を市長に報告するものとする。

(長野市社会福祉法人審査会幹事会)

第8 長野市社会福祉法人審査会に、幹事会（以下この第8において「長野市社会福祉法人審査会幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事は、次に掲げる職にある者のうちから市長が任命する。

保健福祉部福祉政策課の地域福祉担当及び福祉監査室 保健福祉部生活支援課の保護担当 保健福祉部高齢者活躍支援課の高齢者支援担当 保健福祉部地域包括ケア推進課の介護予防担当 保健福祉部介護保険課のサービス担当 保健福祉部障害福祉課の企画管理担当 こども未来部子育て家庭福祉課の家庭・児童支援担当 こども未来部保育・幼稚園課の保育企画担当
--

- 3 長野市社会福祉法人審査会幹事会は、保健福祉部福祉政策課長が招集し、会議の議長となる。
- 4 長野市社会福祉法人審査会幹事会は、第2第1項各号に掲げる事項について、予備審査を行う。
- 5 議長は、予備審査に際し、必要に応じて幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(長野市社会福祉施設等整備審査会幹事会)

第9 長野市社会福祉施設等整備審査会に、幹事会（以下この第9において「長野市社会福祉施設等整備審査会幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事は、次に掲げる職にある者のうちから市長が任命する。

保健福祉部福祉政策課の地域福祉担当及び福祉監査室 保健福祉部生活支援課保護担当 保健福祉部高齢者活躍支援課の介護施設担当 保健福祉部地域包括ケア
--

推進課の介護予防担当 保健福祉部介護保険課のサービス担当 保健福祉部障害福祉課の企画管理担当 こども未来部子育て家庭福祉課の家庭・児童支援担当  
こども未来部保育・幼稚園課の保育企画担当 建設部河川課の計画調査担当 建設部建築指導課の開発担当

- 3 長野市社会福祉施設等整備審査会幹事会は、保健福祉部福祉政策課長が招集し、会議の議長となる。
- 4 長野市社会福祉施設等整備審査会幹事会は、第2第2項各号に掲げる事項について、予備審査を行う。
- 5 議長は、予備審査に際し、必要に応じて幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 6 第5第4項の規定は、長野市社会福祉施設等整備審査会幹事会について準用する。

(庶務)

第10 審査会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成11年6月1日長野市告示第169号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年7月17日長野市告示第241号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成14年10月21日長野市告示第410号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成16年11月8日長野市告示第729号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日長野市告示第140号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成19年1月23日長野市告示第28号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年5月14日長野市告示第229号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年6月16日長野市告示第443号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成27年6月22日長野市告示第494号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成30年5月24日長野市告示第311号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和元年12月17日長野市告示第271号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の長野市社会福祉法人審査会及び長野市社会福祉施設等整備審査会要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、令和元年台風第19号による災害により被害のあった日以後における新要綱第2第2項第1号に規定する災害復旧費通知による国庫補助の協議の対象施設の選定について適用する。

附 則（令和4年4月22日長野市告示第334号）

この要綱は、告示の日から施行する。